中整第1434号
平23.2.-8成
中国四国農政局

平22農業経営第1012号
平成23年(2011年)2月3日

農林水産省農村振興局長　殿
（中国四国農政局長経由）

山口県知事　二　井　関　成

山口県における特認基準の制定について（提出）

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第74号構造改善局長通知）の第３の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

１　特認基準及び特認指定地域等(案)
　別紙１のとおり

２　農業生産条件の不利性を示すデータ
（１）コスト格差（見島村）
　別紙２，３のとおり
（２）コスト格差（相島上、相島中、相島下）
　別紙４，５のとおり
（３）耕作放棄率が他の農用地に比べ高いこと
　別紙６のとおり

接受
23.2.-8
中国四国農政局

山口県特認基準の改正について（案）

改　正（案）	現　行
1　対象地域 （変更無し）	1　対象地域 (1)　農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改正について（平成20年６月16日付け20統計第188号）の３の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。）で、かつ、次の要件をいずれも満たす旧市町村（昭和25年２月１日現在の市町村をいう）範囲の地域 ア　農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 イ　平成12年から平成17年の人口減少率が3.5%以上で、かつ、人口密度が150人/㎢未満 (2)　８法地域に隣接する集落のうち、高齢化率が30%以上又は集落内の農家比率85%以上の集落の範囲 (3)　農林統計上の中山間地域にある旧市町村及び８法地域に隣接する集落で、平成17～21年度に指定された地域及び集落において、引き続き(1)及び(2)と同程度の自然的・経済的・社会的条件の不利性があると認められる範囲
2　対象農地 （１）特認地域に存する農用地区域内に存在する１ha以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が田で1/20以上、畑、草地で15度以上である農用地及び小区画・不整形の田 （２）離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域に存する農用地区域内に存在する１ha以上の面積を有する一団の農用地であって、農業生産条件の不利性を有する勾配が1/100未満の田及び８度未満の畑	2　対象農地 特認地域に存する農用地区域内に存在する１ha以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が田で1/20以上、畑、草地で15度以上である農用地及び小区画・不整形の田

別紙１

中山間地域等直接支払制度山口県（５法内地域）における特認基準及び特認指定地域等（案）

Ⅰ　特認基準

５法内地域（実施要領第４の１の(1)～(5)の地域）における、傾斜地と同等の農業生産条件の不利な農用地に係る特認基準について、次のとおり定める。

１　地形等要件

離島であること
離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域であって、かつ架橋されていないこと

２　耕作放棄率要件

耕作放棄率（全国平均）と比して、対象地域の耕作放棄率が高いこと

３　農業生産条件の不利性（コスト格差）の要件

（当該地域の生産費等－基準生産費等）×０．８＞緩傾斜の単価

※１　当該地域において慣行栽培が行われている代表的な作物につき地目ごとに算出する。

※２　当該地域の生産費等は都道府県又は市町が調査した当該農用地の生産費を原則とする。
　ただし、当該地域の生産費等の調査が困難な場合には、便宜的に基準生産費等を用いて算出する。
　当該地域の生産費等＝（基準生産費等＋掛かり増し経費）×収量補正＋運送コスト

※３　基準生産費については、全国平均の生産費等を用いることを原則とする。

※４　掛かり増し経費については、当該地域における物財費が割高な場合に当該地域の実勢価格へ換算する。

※５　収量補正については、収量の劣る地域の生産費等について、全国生産費等と同じ収量を得るために必要となる生産費等へ補正する。

※６　運送コストについては、生産費等に含まれない物流経費について、作物の出荷先が遠いなどの理由により相当のコストを生産者が負担している場合には、当該運送コストを生産費等に加算する。

Ⅱ　交付単価

上記Ⅰの３の式により算出した農業生産条件の不利性（コスト格差）が急傾斜単価を上回ったとしても、現に、緩傾斜単価で交付を受けている地域との均衡に配慮し、緩傾斜単価を適用する。

Ⅲ　特認指定地域及び特認対象農用地

旧市町村単位 １旧市町村 （１市）	萩市	見島村 ○離島振興法指定地域 ○耕作放棄率39.4%（2005農林業ｾﾝｻｽ萩市見島村） ※勾配が１／１００未満の田に限る。
集落単位 ３集落 （１市）	萩市	相島上、相島中、相島下 ○離島振興法指定地域 ○耕作放棄率25.5%（2005農林業ｾﾝｻｽ萩市六島村） ※勾配が８度未満の畑に限る。

Ⅳ　離島における栽培条件の不利性・取り巻く情勢等について

１　萩市見島　（平成23年度認定予定）

萩市見島は、本土から４５ｋｍに位置する。本土への連絡は、萩海運有限会社の高速定期船で片道1時間10分の時間がかかる。

見島では、平成１４年３月に見島ダムが完成したが、貯水は主に生活用水として使用されており、農業用水への利用は部分的である。見島では農業用水が恒常的に不足している。このことから、見島における水稲作は、雨水を利用する天水田（春先以降、降雨後に代かきし、以後の雨水を溜めるようにして管理する田）で行われている。

見島の水稲作では、春先以降に降雨が少ない場合、田植え適期を逃して老化した苗を植えつけたり、時期を逸して田植えそのものができなくなる場合もある。さらに、水稲の登熟期に降雨が不足すると、米の粒張りが悪い小米が出来やすくなる。以上の理由から、見島の水稲作では、収量が低くなる傾向がある。

また、見島から本土へ運送する場合、高速定期船で運ぶ運送コストが掛かり増し経費として生じるため、出荷面からも条件不利性が生じている。

２　萩市相島（平成23年度認定予定）

萩市相島は、本土から１４ｋｍに位置する。本土への連絡は、萩海運有限会社の定期船で片道40分の時間がかかる。

相島には水稲作が出来る程の豊富な潅漑水がないため、存する農地地目は畑であり、数種の畑作物が栽培されている。この中で、相島の主要作物はスイカである。相島は山口県内で最も有名なスイカ産地となっている。

一般的な離島における農業では、営利栽培品目として、運送コストの安い軽量な野菜や花を選定し、海上輸送コストの影響を出来る限り低くしようとする傾向にある。相島では風当たりが強く、農業用水もないため、これら悪条件の影響を受けにくく、かつ温暖な気候条件を生かしたスイカが営利栽培品目として選定されている。相島におけるスイカ栽培は、スイカそのものが重量のある果実的野菜であることから、海上輸送コストの占める割合が大きく、燃油高騰による影響も受けやすい事から、出荷面からの条件不利性は明らかである。

コスト格差(萩市見島村)
対象地域:萩市見島(離島振興法指定地域)
地目:田、対象作物:水稲

項　　目	基準生産費(米 全算入生産費 全国H17～21 5中3、円)	対象地域生産費(10a当たり、円)	平成19年全国物価統計調査 全国物価地域差指数 (山口県 ブロックC 山口・防府・萩地域 人口5万以上10万未満市)	
種苗費	3,701	3,701		
肥料費	8,700	9,091	104.50	石油製品(大企業性製品)
農業薬剤費(購入)	7,111	7,431	104.50	石油製品(大企業性製品)
光熱動力費	3,682	3,944	107.10	その他光熱費
その他の諸材料費	2,023	2,114	104.50	石油製品(大企業性製品)
土地改良及び水利費	5,598	5,598		
貸借料及び料金	12,886	12,886		
物件税及び公課諸負担	2,587	2,587		
建物費	5,387	5,387		
自動車費	3,433	3,433		
農機具費	23,741	23,907	100.70	他の工業製品(大企業性製品)
生産管理費	330	330		
労働費	41,112	41,112		
費用合計	120,291	121,521		
副産物価額	2,441	2,441		
生産費(副産物価額差引)	117,850	119,080		
支払利子	430	430		
支払地代	4,437	4,437		
自己資本利子	7,270	7,270		
自作地地代	14,566	14,566		
全算入生産費	144,553	**145,783**	←離島生産費(基準生産費＋掛かり増し経費)	

収量補正

項目	金額、収量	備考
離島生産費(円/10a)	145,783	対象地域の全算入生産費
離島収量(H17～21 5中3 ,kg/10a)	490	作物統計調査 山口県萩市
全国収量(H17～21 5中3 ,kg/10a)	525	作物統計調査 全国
離島収量補正後生産費(円/10a)	**156,196**	計算方法:離島生産費×全国収量／離島収量

当該地域の生産費等 (農業生産条件の不利性(コスト格差)の試算結果)

	本土	離島(見島)	備考
運送コスト(船賃、円)	0	**392**	←内訳:490kg/10a×@8円/kg(萩海運有限会社定め)×10%(本土への出荷割合)＝392
離島収量補正後生産費(円)	144,553	156,196	
生産費等(円)	144,553	**156,588**	←離島生産費等(収量補正後生産費＋運送コスト
コスト格差		**9,628**	(離島生産費等－基準生産費等)×0.8
			>緩傾斜単価